

学校法人福岡女学院監事監査規程

[理事会事項]

2018（平30）年5月25日制定

最終改正2025（令和7）年1月28日

（目的）

第1条 この規程は、私立学校法第52条、第53条、第54条、第55条、第56条及び学校法人福岡女学院寄附行為第28条、第30条に基づき、学校法人福岡女学院（以下「本学院」という。）における監事監査の基準を明確にすることにより、教育・研究の向上と本学院の健全な発展及び社会的信頼の保持に努めることを目的とする。

（監事の責務）

第2条 監事は、公正普遍的な立場で適切に監査を実施するとともに、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 監事は、監査を遂行するにあたり、理事及び教職員との意思疎通を図り、業務の実態を把握するなど、必要な情報の収集に努めなければならない。

3 監事は、監査対象部門等に対し直接指揮命令をしてはならない。

（会議への出席）

第3条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、常任理事会のほか、理事長が必要と認めた会議等に出席し意見を述べることができる。

（監事会）

第4条 監事は、必要に応じて監事会を開催することができる。

2 監事会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。

(1) 監査方針、計画及び方法

(2) 監査結果の報告内容

(3) その他監査に関する事項

3 監事会は、必要に応じて監事以外の者に出席を求めることができる。

（監査の対象）

第5条 監査の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 業務の状況

(2) 財産の状況

- (3) 理事の職務執行の状況
- (4) 内部統制システム整備の適正性

(監査の種類)

第6条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

(業務監査)

第7条 監事は、本学院の業務及び理事の職務執行状況が、法令並びに寄附行為及びその他諸規則に準拠して適正に執行されているかを検証するため、業務監査を実施する。

2 監事は、業務監査を実施するにあたり、次に掲げる視点を踏まえるものとする。

- (1) 本学院の業務及び理事の業務執行状況（教育・研究活動を含む）が建学の理念及びビジョン・中期計画に沿って行われていること。
- (2) 本学院の定めた内部統制システム整備の基本方針が、適正に推進されていること。
- (3) その他、監査において必要と判断されること。

(会計監査)

第8条 監事は、本学院の財産の状況について、会計業務が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及び福岡女学院経理規程（1973（昭和48）年10月19日）に準拠し、予算制度に基づき執行されているかを検証するため、次に掲げるとおり期中及び期末において会計監査を実施する。

- (1) 期中会計監査においては、内部統制組織の信頼性を検証し、試査による監査を実施し、取引記録等の妥当性を監査する。
- (2) 期末会計監査においては、期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支の妥当性を監査する。

(監査の方法)

第9条 監査の方法は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査計画)

第10条 監事は、毎会計年度初めに監査の実施に関する計画（以下「監査計画」という。）を策定し、理事長に提出しなければならない。

2 監事は、監査計画の変更及び臨時監査を必要と認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査報告書の作成)

第11条 監事は、監査の結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て監査報告書を作成する。

(理事会及び評議員会並びに文部科学大臣への報告)

第12条 監事は、前条の監査報告書を当該会計年度終了後3カ月以内に理事会及び評議員会に提出し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、本学院の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告しなければならない。

(監査後の措置)

第13条 理事長は、監査報告書に改善を要する事項があると認めるときは、速やかに改善の措置を講じなければならない。

- 2 監事は、理事長に対して監査報告書に記載した事項の措置状況等について、口頭又は文書による報告を求めることができる。

(監査の調査権限)

第14条 監事は、監査を実施するに当たって、次に掲げる調査権限を有するものとする。

- (1) 理事及び教職員等に関して事業の報告を求めること、又は本学院の業務及び財産の調査をすること。
- (2) 本学院の子会社に対して事業の報告を求めること、又は子会社の業務及び財産の調査をすること。
- (3) 会計監査人に対してその監査に関する報告を求めること。
- (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査すること。

(他の監査との連携)

第15条 監事は、的確な監査を実施するため、会計監査人及び監査室との連携を密にし、相互の情報交換を図るものとする。

(監査環境の整備)

第16条 本学院は、監事の監査業務の適正性を確保するための体制を、次の通り整備する。

- (1) 監事が職務を補助する職員(以下「補助職員」という。)を置くことを求めた場合、本学院は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとする。
- (2) 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- (3) 理事及び教職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。

- (4) 理事又は教職員等は、本学院に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、公益通報の対応窓口（監査室）を通じて、直ちに理事長及び監事に報告する。
- (5) 理事又は教職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- (6) 監事が職務の執行について本学院に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本学院は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (7) 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- (8) 本学院は、監査環境の整備について、この規程に定めるものとし、改廃については監事と協議を行うものとする。

（監事の職務及び権限）

第17条 この規程による定めその他、監事の職務及び権限は、本学院寄附行為によるものとする。

（所管部署）

第18条 この規程に関する事務は、監査室の所管とする。

（改廃手続）

第19条 この規程の改廃は、監事の協議を経て、理事会が行う。

附 則 1

この規程は、2018（平30）年5月25日から施行する。

附 則 2

この規程は、2020（令和2）年5月25日から施行する。

附 則 3

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。